

誤って自らのAT車に乗り上げられ窒息死した2例

メタデータ	言語: jpn 出版者: 日本法医学会 公開日: 2013-08-27 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 野澤, 秀樹, 渡部, 加奈子, 南方, かよ子, 山岸, 格, 鈴木, 修 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10271/1868

6. 誤って自らのAT車に乗り上げられ窒息死した2例

野澤 秀樹・渡部加奈子・南方かよ子
山岸 格・鈴木 修（浜松医大）

事例1. 27歳男性. 某年12月14日午後11時30分頃, 道路脇において本人所有の普通乗用車(AT車)の右前輪が顔の上に乗り上げ, 死亡しているのが発見された. 剖検所見では, 右顔面と左耳介に表皮剥脱と紫色皮膚変色があり, その他外表の創傷は極めて軽微である. 内部では下顎骨に右下顎角部と頤部で各1カ所骨折が認められ, 右側頭筋内出血が認められるのみである. 諸臓器のうっ血, 溢血点等の急死所見を認める. 血液から1.87パーミル, 尿から3.10パーミルのアルコールが検出された.

事例2. 52歳女性. 某年3月19日午後2時15分頃, 道路脇の斜面で本人所有の軽貨物自動車(ワンボックス, AT車)の車底部にはさまって死亡しているのを発見された. サイドブレーキが引かれ, ATセレクターはドライブの位置であったとされる. 剖検所見では, 外表にて, 上顎右第1歯が折れ, 諸処に表皮剥脱を認めるがいずれも軽微である. 内部では, 前頸部及び前胸部の筋肉内, 甲状腺にやや多数の散在性の出血を認める. 諸臓器のうっ血, 溢血点等の急死所見を認める. 血液からアルコールは検出されなかった. 尿は存しなかった.

事例1の死因は車輪による気道圧迫窒息死, 事例2の死因は胸腹部圧迫による窒息死と判断された. 事例1, 2とも, 死亡当時の目撃者は発見されなかったが, 状況等から他殺や自殺の可能性は考えにくく, 不慮の事故によるものと考えられた.